

経営理念・経営方針

地元のために、みんなのために生まれた
金融機関がしんきんです。

経営理念

当金庫は、昭和24年創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫になるよう歩んで参りました。この理念である相互扶助の精神を念頭におき協同組織の金融機関としての社会的役割を全うすべく邁進してきた結果、皆様の温かいご支援に支えられ現在に至ることができたと思っております。当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫の原点に立ち返って、会員の皆様からの支持と信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要があります。

当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、時代をリードする「地域の金融機関」として、従来以上に積極的な経営を目指しています。

経営方針

信用金庫の独自性を發揮し、経営基盤の強化とともに総合リスク管理を徹底させ、資産内容の充実と自己資本の強化に努め、地域に存在感、信頼感のある金融機関として存続するためのテーマとして

- 1 公共的使命の重大性を自覚し預金の増強と融資の適正を図る。
- 2 常に会員一般取引者並びに役職員の利益を尊重し和協一致基本方針の達成に努める。
- 3 創意と改善を怠らず経営の健全と永久の発展を図る。

の3つを掲げお客様の信頼と期待にお応えする所存です。

佐賀信用金庫法令等遵守宣言

私ども佐賀信用金庫の役職員は、「お客様から信頼される地域金融機関」を目指し、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、高い倫理観を持ち、法令等遵守を経営の最重要課題とし、業務に取組んでまいります。

ここに、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、役職員総意の下に「佐賀信用金庫法令等遵守宣言」を策定し、その理念を役職員一人ひとりが理解し、遵守する事を誓います。

- 1 佐賀信用金庫の経営陣は、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、中心的役割を担い率先垂範し企業倫理と遵法精神に則った経営にあたります。
- 2 佐賀信用金庫の役職員は、公共的使命と社会的責任を自覚し、常に高い倫理観（良識・常識・見識）を持ち、社会規範に則り、誠実且つ公正を旨とし業務に取組みます。
- 3 佐賀信用金庫の役職員は、お客様との金融商品取引業務に際して、法令等に基づく適正な処理を行うため、法令等や金融商品取引業務に関する知識の向上に努めます。
- 4 佐賀信用金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お客様に関する情報の取扱いに細心の注意を払い、外部への情報漏洩防止に努めます。

「内部統制に関する体制の整備」について

金庫が営む業務に関する態勢の整備を役職員全体に周知させ、金庫業務の健全性・適切性を確保する事を目的とし、信用金庫法施行規則第23条に基づき、平成19年7月20日の理事会において、内部管理基本方針を定め決議しております。その概要は以下のとおりです。

- 1 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令等の遵守に係る「佐賀信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令遵守の手引」「法令等の事例集」「法令遵守年度実施計画表」を策定し、役職員が法令及び定款を遵守する為の行動規範を定めると共に、法令等遵守の主管部署を法務部と定め、各部店毎に法令遵守担当者及び法令遵守総括責任者を配置し、法務部と連携を図って指導教育しております。
また、公益通報者保護規程を制定し、法令等遵守上疑義のある行為等を知った場合に、直接法令等遵守統括部門の管理者に報告・相談等を行うことが出来るようにしております。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・理事の職務執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適正な保存及び管理をしております。
また、理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理基本規程」に基づき、リスクカテゴリー毎の主管部門を定めるとともに、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保しております。
- ・リスク統括部門である総務部はリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告するものとし、内部監査部門は統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を常勤理事会、理事会及び監事に報告しております。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当庫の経営方針及び業務戦略に係る重要な事項については、予め常勤理事会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うようにしております。
- ・理事会は各担当役員に、効率的な業務遂行体制を決定させるとともに、必要に応じて各部門の現状分析、改善策等を報告しております。

5 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ・監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができ、配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置するようにしております。

6 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- ・監事の職務を補助すべき職員の人事及び業務遂行上の指示命令権は、監事に委譲されるものとし、理事の指揮命令を受けないものとしております。

7 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- ・理事は経営に関する重要な事項等について、事態認識後直ちに監事に報告することとしております。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としておりません。

8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、法務部等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども佐賀信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

以上

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上